

改 正 案	現 行
（子金融機関等の範囲） 第十条の二（略） 2 法第十一条の十三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一（略） 二 特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。第十条の七第二項第三号において同じ。） 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第四号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。））、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二項第四号及び第五号において同じ。）及び前二号に掲げる者を除く。） （子金融機関等の範囲）	（子金融機関等の範囲） 第十条の二（略） 2 法第十一条の十三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一（略） （新設） 二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第三号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。））、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二項第三号及び第四号において同じ。）及び前号に掲げる者を除く。） （子金融機関等の範囲）

第十條の七 (略) 2 法第十五條の九の三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一・二 (略) 三 特例業務届出者 四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者(保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。) 五 外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者(保険会社及び前各号に掲げる者を除く。) 3・4 (略)	第十條の七 (略) 2 法第十五條の九の三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一・二 (略) (新設) 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者(保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前二号に掲げる者を除く。) 四 外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者(保険会社及び前三号に掲げる者を除く。) 3・4 (略)
--	--